公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５０号

秋田市大住３丁目４番25号　セジュール大住Ｉ105

債務者　前川　寿之

1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７３号

神奈川県藤沢市本鵠沼４丁目16番30号　レオパレスメルベーユ109号室

債務者　小坂　英義

1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６０号

堺市東区日置荘原寺町21番地６、申立時の住所堺市東区日置荘西町３丁19番11－５号

債務者　猪又　浩

1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘高　悠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４５号

京都市右京区嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町４番地４　エントピア嵯峨　208号室

債務者　井手　俊夫

1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　未保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４号

京都市下京区河原町通五条下る平居町64番地Ｒｏｙａ１河原町五条205号、前住所京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地　８棟301号

債務者　希代壽惠子

1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　元庸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８号

京都府宇治市木幡東中26番地の96

債務者　上村組こと　上村　　修

1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８号

青森県十和田市東十三番町23番３号　ハイツ和光Ｃ、旧住所青森県十和田市稲生町14番52号　佐々木貸家

債務者　金田一　彰

1　決定年月日時　平成29年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　好典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第４１号

長野市大字屋島807番地１

債務者　草川ひとみ

1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河辺　悠介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６４号

埼玉県蕨市中央５丁目13番17号

債務者　西條　豊二

1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７２号

埼玉県上尾市大字平方978番地10

債務者　斎藤　悠真

1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦沢　香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号

奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20－801号

債務者　紀川　光宏

1　決定年月日時　平成29年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上﨑　智代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３１号

鳥取県鳥取市立川町５丁目81番地６、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字浦富997番地

債務者　谷口　真一

1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　彬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓4678番地　鹿児山団地61棟１－２号

債務者　内村友希子

1　決定年月日時　平成29年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１９７号

札幌市西区二十四軒１条６丁目12番５号ヴィラージュ24Ａ棟102号

債務者　山下　幸造

1　決定年月日時　平成29年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷村　庄市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４号

埼玉県比企郡ときがわ町大字西平1515番地

債務者　武藤　　正

1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生井澤　葵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部